

大阪大学における公的研究費の運営・管理の責任体系

令和3年4月1日

| | |
|---|--|
| 最高管理責任者 | 総長 |
| (国立大学法人大阪大学における公的研究費の取扱いに関する規程) 第4条 本学に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。 | |
| 統括管理責任者 | 総長が指名する理事 |
| (同上規程) 第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、総長が指名する理事をもって充てる。 | |
| 部局等管理責任者 | 当該部局等の長（本部事務機構にあつては、財務を担当する理事） |
| (同上規程) 第6条 部局等（本部事務機構を含む。以下この条において同じ。）における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として部局等管理責任者を置き、当該部局等の長（本部事務機構にあつては、財務を担当する理事）をもって充てる。 | |
| 本部事務機構財務担当理事 国際共創大学院学位プログラム推進機構長 共創機構副機構長 社会ソリューションイニシアティブ長 オープンイノベーション機構長 放射線科学基盤機構長 附属図書館長 大学院文学研究科長 大学院人間科学研究科長 大学院法学研究科長 大学院経済学研究科長 大学院理学研究科長 大学院医学系研究科長 大学院歯学研究科長 大学院薬学研究科長 大学院工学研究科長 大学院基礎工学研究科長 大学院言語文化研究科長 大学院国際公共政策研究科長 大学院情報科学研究科長 大学院生命機能研究科長 大学院高等司法研究科長 大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科長(※) 微生物病研究所長 産業科学研究所長 蛋白質研究所長 社会経済研究所長 | 接合科学研究所長 レーザー科学研究所長 低温センター長 超高压電子顕微鏡センター長 環境安全研究管理センター長 国際教育交流センター長 生物工学国際交流センター長 総合学術博物館長 全学教育推進機構長 キャンパスライフ健康支援センター長 国際医工情報センター長 COデザインセンター長 数理・データ科学教育研究センター長 科学機器リノベーション・工作支援センター長 グローバルイニシアティブ機構長 日本語日本文化教育センター長 ナノサイエンスデザイン教育研究センター長 知的基盤総合センター長 核物理研究センター長 サイバーメディアセンター長 免疫学フロンティア研究センター拠点長 医学部附属病院長 歯学部附属病院長 |

(※) 平成26年7月1日付けで部局等管理責任者配置部局として独立させ、「国立大学法人大阪大学における公的研究費の取扱いに関する規程」第6条第1項による部局等として取り扱う